

改訂版 食品表示検定 初級・問題集 法令改正に関連する箇所の情報提供

●改訂版 食品表示検定 初級・問題集は2022年10月1日時点で施行されている法令に基づいて作成されています。発行後の法令改正に関連する箇所の情報をまとめましたのでご確認ください。

【凡例】 ★2024年前期の試験は、2023年10月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

改正のあった法令等 (関連日付)					内容の解説	
改正情報 発表日	対象と なる刷	ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。
食品表示基準について(2024年3月28日改正・運用開始)					2024年3月28日付で、通知「食品表示基準について」が改正され、特定原材料に準ずるものとして新たに「マカダミアナッツ」が追加されました。一方でこれまで特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されてきた「まつたけ」は、リストから削除されることとなりました。「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の28品目数を目安とするという方針から品目の見直しが行われたものです。	
食品表示基準(2023年3月9日改正・施行) 食品表示基準について(2023年3月9日改正・運用開始)					2023年3月9日付で食品表示基準が以下の通り改正されました。 ① これまで「特定原材料に準ずるもの」として表示が推奨されていた「くるみ」について、「特定原材料」として表示が義務化されることとなりました。(この結果、特定原材料は7品目から8品目に、特定原材料に準ずるものは21品目から20品目になります。) なお、くるみの代替表記「クルミ」と拡大表記の例「くるみパン」「くるみケーキ」については以前と同じです。 ② エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねについて、特定遺伝子組換え農産物として表示の対象となりました。 施行日は、2023年3月9日です。ただし、経過措置期間が設けられており、2025年3月31日までに製造、加工、輸入される一般用加工食品、及びその日までに販売される業務用加工食品には、従前の表示も認められています。	
2024年 4月1日	1刷	P123	問73	解説3行目から	2022年10月1日現在 、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ 、もも、やまいも、りんご、ゼラチンが「特定原材料に準ずるもの」と定められています。	2023年3月9日の法令改正 により、くるみは特定原材料と定められ、義務表示の対象となりました。 更に2024年3月の法令改正 により、現在はアーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 マカダミアナッツ 、もも、やまいも、りんご、ゼラチンが「特定原材料に準ずるもの」と定められています。
食品表示基準について(2023年6月29日改正・運用開始) 食品表示基準Q&A (2023年6月29日改正・運用開始)					2023年6月29日付で「食品表示基準について」及び「食品表示基準Q&A」が以下の内容で改正されました。 ① 乳児用規格適用食品である旨の表示の方法は、「乳児用規格適用食品(食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品)」に統一されました。 ② 特別用途食品の乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳など、他の法令で1歳未満の乳児を対象とした食品であることが明瞭に示されている食品、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品については、①の表示を省略できると示されました。 この内容は、2023年6月29日から可能な限り速やかに表示の見直しを行うことが望ましいとされています。なお、包材資材の切り替え等の期間を考慮し、遅くとも2025年3月末までに見直しが行われるよう指導されています。	
2024年 4月1日	1刷	P102	問191 [ア]	選択肢②	② 乳児用規格適用食品	② 乳児用規格適用食品(食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品)
		P161	問191 [ア]	解説文 3行目	表示例:「乳児用規格適用食品」「乳児用規格適用」「本品は乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」	表示方法は、「乳児用規格適用食品(食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品)」に統一されました。

(以上)